



平成28年4月20日

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、名古屋市が一般廃棄物処理施設をPFIにより新規整備・運営するものであり、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却灰等の資源化や熱エネルギーの有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：株式会社北名古屋クリーンシステム

※ 対象事業者は、本事業実施のために新日鉄住金エンジニアリング株式会社（代表企業、本社所在地：東京都品川区）、日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社（本社所在地：福岡県北九州市）、エコマネジ株式会社（本社所在地：東京都品川区）、極東開発工業株式会社（本社所在地：兵庫県西宮市）、株式会社広築（本社所在地：兵庫県姫路市）、矢橋工業株式会社（本社所在地：岐阜県大垣市）および株式会社大建設計（本社所在地：東京都品川区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。